３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月10日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘
１　処分をした年月日　令和７年４月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社金剛組　大槻純一郎　大阪府大阪市天王寺区四天王寺１―14―29　国土交通大臣許可（特―５）第21515号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月10日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘
１　処分をした年月日　令和７年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビルメンテナンスサービス　中山　幸藏　大阪府大阪市中央区瓦町１－４－６市岡宏産ビル　国土交通大臣許可（般―２）第25787号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月10日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘
１　処分をした年月日　令和７年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　上野建設株式会社　上野　博己　大阪府岸和田市新港町３―10　国土交通大臣許可（般特―４）第22133号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月10日
中国地方整備局長　林　　正道
１　処分をした年月日　令和７年５月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　朝日管工株式会社　杉山　茂久　岡山県岡山市北区今保61　国土交通大臣許可（特―３）第251号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月10日
中国地方整備局長　林　　正道
１　処分をした年月日　令和７年５月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松江土建株式会社　平塚　智朗　島根県松江市学園南２―３―５　国土交通大臣許可（特―３）第297号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月10日
中国地方整備局長　林　　正道
１　処分をした年月日　令和７年５月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社ＭａｓＭａｓ　奈村　真理　広島県広島市南区的場町１―７―10―３Ｆ　国土交通大臣許可（般―６）第25411号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工業業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間